

徳島市交通局障害者活躍推進計画

機関名	徳島市交通局
任命権者	徳島市交通局長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
徳島市交通局における障害者雇用に関する課題	<p>徳島市交通局においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、令和10年度末で廃止する方針が示されており、平成21年度採用を最後に退職者不補充を継続している。過去には障害者の職員も在籍していたが、現在はいない。職員数は今後も減少していく中で、法定雇用障害者数は1人に満たない状況が続くと見込まれる。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>計画期間を通じ、法定雇用率を達成する。</p> <p>（参考）令和4年6月1日時点の実雇用率：0%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>【職場環境による離職防止】</p> <p>職場環境（就労環境、労働条件、人間関係、職務内容）を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）退職事由の確認による把握</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員が発生した場合には、当該本人の能力や希望も踏まえ、障害のある職員に適した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障害者職業生活相談員の選任に至るまでは、障害者雇用推進者である総務課長への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○講じる措置に当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4 その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、民間企業等における障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>